

令和元年度砂利採取業務主任者試験 受 験 案 内

島根県土木部河川課管理グループ
〒690-8501 松江市殿町1番地
電話番号 0852-22-6783

1 試験の日時

令和元年11月8日(金)午前10時～12時まで(120分)

(受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認めます。退室は試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出し、再入室は認めません。)

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4 (JR大田市駅の西隣)
島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行います。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

4 受験の手続き

所定の受験願書に、次の書類を添えて提出してください。

- (1) 写真2枚(うち1枚は受験票にはり付けてください。)
(手札形(縦8cm×横6cm)とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)
- (2) 受験票(所定の様式)

5 受験手数料

7,600円

(これに相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けてください。)

6 受験願書の請求先

- ・島根県土木部河川課
- ・隠岐支庁県土整備局維持管理部管理課
- ・隠岐支庁県土整備局島前事業部業務課
- ・各県土整備事務所維持管理部管理課
- ・各(土木)事業所(維持)管理課
- ・島根県砂利協会(〒694-0064 大田市大田町大田イ326-23)

なお、郵便で請求する場合は、請求の宛先を「松江市殿町1番地 島根県土木部河川課」とし、封筒の表に「砂利受験願書請求」と朱書きし、必ずハガキの入る大きさの返信用封筒(82円切手をはり、郵便番号、住所、宛名を記載しておくこと。)を同封の上、請求してください。

7 受験願書の受付期間

令和元年9月24日(火)から令和元年10月8日(火)午後5時15分まで

なお、郵送する場合は、令和元年10月8日までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県土木部河川課

なお、郵送する場合は、封筒の表に「受験願書在中」と朱書きし、必ず簡易書留扱いにしてください。

9 受験票の交付

受験願書を受取したときは、受験票を交付しますので、試験当日、会場に御持参ください。

なお、受験票が令和元年10月18日（金）までに届かない場合は、島根県土木部河川課に必ずお問い合わせください。

10 結果発表

試験結果は、令和元年11月29日（金）に郵送にて受験者本人あて通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページに掲載します。

(<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>)

電話等による照会には対応しません。

なお、試験の得点については、島根県個人情報保護条例に基づき、受験者本人に限り口頭で開示の請求をすることができます。

(1) 開示内容

受験者本人の科目別得点（法令問題、技術問題）

(2) 開示方法

閲覧の方法による

(3) 開示期間及び時間

・期間 令和元年11月29日（金）から令和2年1月6日（月）

（島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

・時間 午前9時から午後5時まで

(4) 開示場所

島根県土木部河川課（松江市殿町8番地島根県庁南庁舎3階）

(5) 開示請求に必要な書類

顔写真付き身分証明書（運転免許証・日本国旅券など受験者本人を確認できるもの）

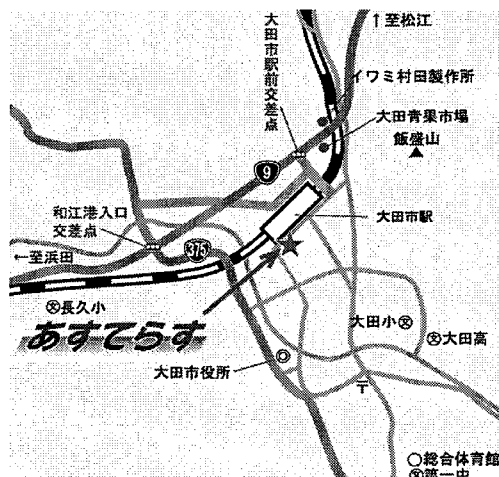
(6) その他

開示を希望される場合は、事前に島根県土木部河川課管理グループ（0852-22-6783）に電話で開示希望日時を連絡してください。

11 その他

御不明な点については、島根県土木部河川課管理グループ（0852-22-6783）までお問い合わせください。

試験会場案内図



・駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

・違法駐車は付近の方に迷惑ですので遠慮ください。